

税逃れ課税、対象国拡大

財務省検討 法人税率20%以上も

財務省は企業や個人が税逃れるために海外に移した所得に対し、日本から課税する仕組みを強化する。現在は法人税率が20%未満の国・地域の国・地域にも広げる。事業実態のないペーパー企業が自ら申告する仕組みを入れ、事務負担増に伴う課税する仕組みを強化する。

29日の政府税制調査会

に財務省の考え方を示す。中国や韓国には日本企業の子会社が多いため、経済界は税逃れ対策の強化に伴う事務負担増に反発していた。今回、財務省が企業の負担軽減策も併せて示すことになり、経済界も受け入れる見通しとなつた。今後、与党の税制調査会と2017年

度税制改正に盛り込むための調整に入る。

財務省が見直すのはタックスヘイブン対策税制と呼ばれる仕組みだ。現在は20%未満という税率基準がある。該当する国・地域のペーパーカンパニーの所得は日本の親会社や個人の所得に合算しない。

秋
朝、窓を開けるとキンモクセイの芳しい香りにハッとさせられた。常緑の葉が伸びる枝元で、小さな花が揺れて愛らしい。季節がゆっくりと移ろうの

止し、日本より税率が低く、20%以上の国にも対象を広げる。中韓両国のほか、マレーシア、オランダなど約40カ国・地域

財務省は新たに対象に加わる法人税率20%以上の国には負担軽減策を設ける方向で検討する。企業が所得の種類を分類する手間を省き、子会社が事業実態のないペーパーカンパニーから判断して申告する仕組みにする。企業や個人が虚偽の申告をしている疑いがあれば税務調査などをかけて実効性を保つ考えだ。

が新たに対象に加わる。新しいタックスヘイブン対策税制では子会社の所得の種類によって、課税の有無を判断する仕組みに変える。配当や知的財産、ロイヤルティーといった事業実態がなくても得られる所得は課税対象にする。一方で、現行制度では課税対象になっているリース事業は事業実態があるとして、対象から外す。